

加美町放課後児童健全育成事業実施事業者 (運営費補助金交付対象事業者) 募集要項

募集期間：令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

【担当部署】

加美町こども家庭課

電話：0229-87-8730

メールアドレス：kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp

1 募集概要

加美町は、「第3期加美町子ども・子育て支援事業計画」に定めた、量の見込みに対する提供体制を確保するため、放課後児童健全育成事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集し、本事業の運営に要する経費の一部を補助します。

現在、本事業を実施している事業者につきましても応募していただくことになります。

（1）事業の目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号。）の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に在学している児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

（2）事業開始日、事業実施期間

令和9年4月1日

令和12年3月末までの3年間

（3）実施場所

中新田小学校区内

2 応募要件

次の要件すべてを満たす事業者とします。

（1）応募時点において児童福祉施設を3年以上運営していること。

（2）令和9年3月31日までに本事業を実施できる環境を整備し、令和9年4月1日に開設が可能であること。

（3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月15日条例第21号）を遵守し、適正に運営を行うこと。

（4）役員、理事又は事業者等の代表が、加美町暴力団排除条例（平成25年条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

（5）明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が放課後児童健全育成事業を提供することにより、児童が心身ともに健やかに育成されることを保障すること。

（6）安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

（1）対象となる児童

小学校に就学している児童とし、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。

(2) 開所時間

①小学校の授業日、1日につき3時間以上

②小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）、1日につき8時間以上

(3) 開所日数

1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業休業日その他の状況を考慮して事業者が定めること。

(4) 受入児童数

おおむね40人を基本とし、事業者が受入体制や面積を考慮し設定すること。

(5) 利用者負担額等

①利 用 料 事業者が設定し施設で徴収すること。

ただし、加美町放課後児童クラブ条例（令和2年9月16日条例第21号）第7条に規定する利用料と比較して著しく高額とならないように留意してください。

②実費負担 給食費、おやつ代その他教材費等の実費徴収に係る費用については、保護者同意の上、事業者が定め施設で徴収すること。

(6) 障害児、配慮が必要な児童

障害児、配慮が必要な児童やその保護者が本事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めてください。また、利用中に配慮が必要であると確認した場合は、関係機関との連携に努めてください。

(7) 施設基準

①遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

②専用区画面積は、児童一人につき1.65平方メートル以上でなければならない。

③専用区画並びに設備及び備品等は、開所している時間帯を通じて専ら当該事業用に供するものでなければならない。

④専用区画は、衛生及び安全が確保されたものとする。

(8) 職員配置

①都道府県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員を置くこと。

②放課後児童支援員の数は、受入児童の支援単位1単位を40名とし、1単位ごとに2人以上を配置する。ただし1人を除き補助員をもってこれを代えることができる。

(9) その他

①運営事業者は、実施する事業の質の向上に努めること。

②運営事業者及び事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について守秘義務を負い、当該業務の遂行以外に利用しないこと。

③利用者の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

④本事業の実施にあたっては、本募集要項で定めるもののほか、こども家庭庁が定める「放課後児童健全育成事業実施の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号）」別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」を遵守すること。

4 補助金等について

補助基準額は「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日付けこ成事481号こども家庭庁長官通知。）」の別紙に定める基準額を上限とし、予算の範囲内で交付します。（当該国要綱の改正に伴い、金額は変動します。）

5 提出書類

- ・加美町放課後児童健全育成事業実施事業者（運営費補助金対象事業者）応募申請書（様式1）
- ・添付書類一覧に記載の必要書類

6 提出方法

申込先へ持参してください（郵送等での提出は受付しておりません。）。併せて電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いいたします。なお、提出後も必要に応じて窓口へお越しいただき確認させていただく場合があります。

また、提出の際は必ずこども家庭課へ事前連絡をしてください。

7 スケジュール（予定）

事業者募集受付期間	令和8年7月1日（水）から7月31日（金） ※加美町ホームページに掲載
質問受付期間	令和8年7月1日（水）から7月15日（水） ※メールにて受付
町からの質問回答期日	令和8年7月21日（火） ※加美町ホームページで回答
書類審査、ヒアリング	令和8年8月から9月
子ども・子育て会議にて意見聴取	令和8年10月中旬
実施事業者の決定	令和8年10月下旬
開設準備、利用者募集	令和8年10月下旬から令和9年3月
事業開始	令和9年4月1日（木）

8 質疑及び回答

（1）受付期間及び提出方法

①受付期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から7月15日（水）正午まで

②提出方法

- ・必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」（様式2）に記載の上、メールにより送付してください。

- ・送信後は、必ず電話での受信確認をお願いします。
- ・上記以外の方法（電話、訪問等）による質問はご遠慮ください。
- ・質問事項 1 件ごとに 1 枚作成してください。（1 通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。
- ・メールを送付される際には、件名を「実施事業者募集質問票（事業者名）」に統一してください。

（２）回答方法

令和 8 年 7 月 2 1 日（火）頃を目処に、受け付けた質疑に対する回答書を町ホームページに掲載します。なお回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

9 その他留意事項

- （１）実施申請受付後、本事業実施予定施設において、必要に応じて現地確認を実施する場合があります。
- （２）実施事業者決定後、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業の停止や決定の取消しを行う場合があります。

10 お問い合わせ・申込先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町字西田四番 7 番地 1

加美町 こども家庭課

電話 0229-87-8730

FAX 0229-63-7873

メールアドレス kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp